

当座勘定規定改定のお知らせ

平成30年10月9日(火)より、24時間365日当日振込が可能となることに伴い、当座勘定規定を改定致します。

【改定内容】

下表では、改定となる条項のみを記載しております。

1. 当座勘定規定（一般用）

| 改定後 | 改定前 |
|---|--|
| 第9条（支払の範囲） ① 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当組合はその支払義務を負いません。 ② 呈示された手形、小切手は、呈示日の15時までに当座勘定に受け入れまたは振り込まれた支払資金により支払います。なお、15時以降に入金した支払資金を支払に充当したとしても当組合は責任を追わないものとします。 ③ 手形、小切手の金額の一部支払はしません。 | 第9条（支払の範囲） ① 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当組合はその支払義務を負いません。 ② 手形、小切手の金額の一部支払はしません。 |

1. 当座勘定規定（専用約束手形口用）

| 改定後 | 改定前 |
|---|--|
| 第10条（支払の範囲） ① 呈示された手形の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当組合はその支払義務を負いません。 ② 呈示された手形、小切手は、呈示日の15時までに当座勘定に受け入れまたは振り込まれた支払資金により支払います。なお、15時以降に入金した支払資金を支払に充当したとしても当組合は責任を追わないものとします。 ③ 手形、小切手の金額の一部支払はしません。 | 第10条（支払の範囲） ① 呈示された手形の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当組合はその支払義務を負いません。 ② 手形、小切手の金額の一部支払はしません。 |

以上